

【1】P1 1. 当該国への開発協力のねらい

「我が国が同国に対して開発協力を実施することは、(中略)法の支配及びグッドガバナンスに基づく平和と安定の確立・定着を促し、・・・」
について。

⇒2020年度まで実施されていたODA事業「プロサバンナ」においては、事業対象地の小農が加盟するモザンビーク最大の小農組織・全国農民連合(UNAC)が事業に反対を表明し、この問題は国会でも取り上げられてきましたが、事態は改善されず、「モザンビーク弁護士会(OAM)」が、モザンビークのマプト市行政裁判所に訴えを起こしました(訴訟番号第百二十番/2017-CA)。これを受けて、二〇一八年八月に、モザンビーク最高裁判所によって農業省に通知されたマプト行政裁判所による判決において、プロサバンナ事業並びに「プロサバンナ調整室を所管するモザンビーク農業食料安全保障省が憲法並びに国内法に違反しているとの弁護士会の訴えを、「裁判官全員一致で受け入れる」との判決が下され(地裁判決番号第三十番/TACM/18。以下「判決」という)、事業に関連した資料の全面開示が求められました。これに対し、「法の支配」「グッドガバナンス」を謳う外務省と環境社会配慮ガイドラインに法の遵守について定められたJICAは、ともに、本件も「モザンビーク国内の問題」として何ら対応せず、資料開示への協力も行わなかったという事実があります。また、現地の小農および市民社会は来日し、またこの問題に関わってきた日本のNGO・市民は、現地政府による反対の声をあげる人びとへの抑圧・弾圧の事実についても訴えてきましたが、何ら対応はなされませんでした。

これを踏まえ、

- ①日本がモザンビークに対し開発協力を実施することで、具体的に現地で「法の支配」と「グッドガバナンス」をどのように促すことが可能なのか、またどのような「法の支配」と「グッドガバナンス」が可能なのかを加筆していただきたい。
- ②あるいは、「方針」への加筆が不可能ならば、本コメントへの回答のなかで、その理由と、上記質問へのお答えをお示しいただきたい。
- ③その前提として、プロサバンナ事業で現地の人びとから訴えられ、実際に起きてきたことをどのように振り返り、総括し、反映させるのかをここで回答していただきたい。

上記状況を受けて、現状の記載のままですと、具体的に日本政府として何をしようとしているのかが不明瞭で、これまでと同様に「被害」と「人権侵害」が「放置される」こと、それだけではなく、日本のODA事業によりこれらが発生する可能性が高いと懸念されます。

【2】P1 2. 我が国のODAの基本方針(大目標)：社会開発及び持続可能

な経済成長の推進

「(2)・・・(前略)日本がその策定を支援した「ナカラ回廊経済開発戦略 (PEDEC-nacala)」の推進を念頭に、ナカラ回廊一帯の包括的な開発を重視した支援を実施する。」について。

=>「ナカラ回廊経済開発戦略 (PEDEC-nacala)」で描かれている戦略のうち、

- a) 農業支援 (プロサバンナ事業)
- b) 石炭開発
- c) 鉄道整備
- d) 天然ガス開発

のうち、a)については、2020年7月に、当初2013年度に完成する予定が、現地の小農らからの反対と抵抗にあい、8月の歳月をかけて完成に至らなかった「マスタープラン」が未完のまま、プロサバンナ事業が「終了(中止)」されました。b)については、現地小農や社会、また日本のNGOの調査により、反対する人びとへの拘束と暴力、c)は、補償なき強制移転や新線における地元住民の転落事故や、歩道や車道を遮ったことによるコミュニティ分断や、粉塵など、様々な被害が報告され、これについてNGOから報告がなされ、融資をしないよう伝えていたなかでJBICが2017年に実施企業に融資したものの、結局、2021年1月に事業からの撤退が発表されました。d)については、格差拡大や環境・生業破壊や強制移転などが現地から訴えられており、これについても被害を伝え、JBICに融資をしないよう訴えていたが、2020年7月にJBICが融資を決定、しかしながら、現地でイスラム系武装グループが台頭するなかで、2020年に情勢が劇的に悪化、現在73万人を超える国内避難民を出す紛争状態となっており、これを受けて、第一権益社の仏TOTAL社がForce Majeure宣言(不可抗力宣言)を行い、事業の停止を余儀なくされています。すなわち、いずれも現地小農、市民社会や日本のNGO、市民が警鐘を鳴らしたとおりの事態となっており、いずれも当初計画通りに進んでいません。

これを踏まえ、

③ここに書かれた「ナカラ回廊経済開発戦略 (PEDEC-nacala)」の推進」と「ナカラ回廊一帯の包括的な開発を重視した支援」が具体的に何を示すのかを記載していただきたい。

④その前提として、b) c) d)はJICAではなくJBICの案件ではあるが、「国別開発協力方針」として、上記a)からd)にある、事業で訴えられてきた被害および、事業の中止あるいは撤退、停止をどのように振り返り、活かすのかをご回答いただきたい。

【3】P4 開発目標2-1 (小目標) 農業開発 小農支援プログラム

⑤2021 年度から 2024 年までの間に実施される事業として記載されているものは「食料安全保障のための農学ネットワーク (Agri-Net)」のみだが、モザンビークに対する ODA としては、今後 4 年間は Agri-Net しか行わないという理解でいいか。他にあるならば、なぜ記載されていないのか、何を行うのかを具体的に回答いただきたい。

【4】開発課題 4-1 (小目標) 平和構築・治安対策

「【現状と課題】・・・(略)また、北部では、2017 年以降の武装集団の襲撃により治安が悪化し、地域住民の多くが元の住居を追われ、避難を余儀なくされている状態が継続している。同国中北部は開発上の課題を多く抱えているものの、治安を理由に十分な支援が行き渡っておらず、治安改善及び地域住民への人道支援が急務である」について。

=>現地のあるいは国際的な研究者や市民社会からは、現地の治安状況の悪化や武装集団の台頭の背景として、同地域(カーボデルガド州)で行われており、日本の官民も深く関わる天然ガス開発による、環境・生業破壊、強制移転、格差拡大等の社会状況悪化による社会不満があることが指摘されており、実際に、武装集団もそのニュースレター等で同開発について「我々の富を奪う西洋の十字軍・・・」と表現しています。(これについては、日本の NGO も財務省・JBIC に一年以上に渡り伝えてきている。)

これを踏まえ、

⑥本方針を打ち出す日本政府として、武装集団の台頭、若者がリクルートされる要因、情勢悪化をどのように分析しておられるかをご回答いただきたい。

⑦また、上記の現地あるいは国際的な研究者や市民社会の分析をどのように踏まえておられるのかを具体的に回答いただきたい。これらのアクターは重要なステークホルダーであり、その情報提供は十分に考慮されるものとするがその理解でいいか。

こうした分析なく、人道支援と若者への就業支援を行っても意味ある支援にならないと考えられ、上記具体的にお答えいただきたい。

【6】「方針」作成プロセスについて

https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/seisaku/kuni_enjyo_donyu.html

の「6 国別開発協力方針の策定プロセス」には、方針の原案策定前に NGO のコメントを求めることが書かれているが、今回、少なくとも、プロサバンナ事業の問題に関わってきた NGO には一切声がかかりませんでした。これを踏まえ、

⑧今回の策定プロセスで NGO あるいは市民に声をかけたのか。そうだとしたら、8 年間も ODA の改善に努めてきたプロサバンナ事業に対する提言活動を行

ってきた NGO に声がかからなかったのはなぜか。あるいは、NGO からのコメントを一切事前に集約していないとしたらそれはなぜか。